

現行大気汚染防止法における各規制制度の概要

1. 目的

大気汚染防止法は、その第1条において「工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙^①、揮発性有機化合物^②及び粉じん^③の排出等を規制^④し、有害大気汚染物質対策の実施を推進^⑤し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること^⑥等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること」を目的とすると規定されている。

2. 各規制制度の概要

上記の目的を達成するため、大気汚染防止法の下には、対策の対象となる物質・施設等に応じ、複数の規制制度が設けられている。それらのうち、水俣条約第8条の担保制度を検討する上で特に参考になりそうなものとして、(1) ばい煙の排出の規制等、(2) 揮発性有機化合物の排出の規制等 及び (3) 有害大気汚染物質対策の推進の3制度について、その概要を以下に示す。

(1) ばい煙の排出の規制等 (第2章)

大気汚染の未然防止を図るため、いおう酸化物、ばいじんその他の「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」であるばい煙の発生源に対し規制を課す制度。排出制限の違反者に対しては、故意、過失を問わず刑罰を科せられることとなっているほか、都道府県知事等は、排出基準違反のばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときには、排出者に対し、改善や一時使用停止を命じることができることとなっている。また、ばい煙発生施設の新設者に対しては、設置の60日前までに都道府県知事等への届出を求めており、都道府県知事等は、その内容を審査の上、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、計画の変更又は廃止を命じることができる。

(2) 揮発性有機化合物の排出の規制等 (第2章の2)

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するため、これらの物質の生成の原因となる物質である揮発性有機化合物 (VOC) の排出を抑制するための制度。排出口における濃度規制が適当な場合には濃度規制を、排出口濃度規制が適用されない場合 (排出口以外の開口部からも VOC が飛散、漏出する場合、屋外塗装など屋外作業に伴う VOC の飛散、一定規模以下の小規模施設) には事業者による自主的取組を、というように双方の政策手法を適切に組み合わせること (ベスト・ミックス) により、VOC の排出抑制を効果的に

進める制度となっている。¹

(3) 有害大気汚染物質対策の推進（第2章の4）

将来にわたって人の健康に係る被害を未然に防止するため、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質」である有害大気汚染物質について排出抑制対策を行う制度。有害大気汚染物質は、種類が多く、性状が多様であり、また、発生源、排出形態も多様であることから²、「排出抑制の具体的取組内容は、工場・事業場の様々な創意工夫が活かされるものとするのが適当」³との考え方を踏まえ、排出基準値を設定せず、事業者に対し「排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずる」責務を課す制度である。人の健康被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質（指定物質）については、「排出又は飛散の抑制に関する基準」（指定物質抑制基準）が設定されている。

¹ 揮発性有機化合物（VOC）排出抑制検討会『揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制について—検討結果—』（平成15年12月9日）p.6-9並びに中央環境審議会大気環境部会『揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制のあり方について（意見具申）』（平成16年2月3日）p.3-4

² 中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質手対策のあり方について（中間答申）」（平成8年1月30日）p.1

³ 同上 p.3

		有害大気汚染物質対策	
		指定物質	(指定物質以外の物質)
対象物質	ばい煙排出規制 いおう酸化物、ばいじん、カドミウム、塩素、鉛、窒素酸化物等	VOC (トルエン、キシレン、酢酸エチル等)	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
制度の概要	排出基準に適合しないばい煙の排出行為自体を禁止	排出事業者による自主的取組と、法規制との組合せ(ベスト・ミックス)	事業者に対し排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずる責務を課す
排出基準	あり [第3条]	あり [第17条の4]	なし(「指定物質抑制基準」はあり) [附則第9項]
排出制限・排出基準の遵守義務	あり(「排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない」) [第13条]	あり(「排出基準を遵守しなければならない」) [第17条の10]	なし
排出者の測定・記録保存義務	あり [第16条]	あり [第17条の12]	なし(ただし、「有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握する」ことは事業者の責務) [第18条の21]
排出基準値違反に対する罰則等	排出制限違反に対する罰則あり [第33条の2]	改善命令違反に対する罰則はあり [第33条]	なし
施設設置の届出	必要 [第6条]	必要 [第17条の5]	不要
都道府県知事による改善命令等	あり(改善命令等) (「排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき」) [第14条]	あり(改善命令等) (「揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるとき」) [第17条の11]	あり(勧告) (「指定物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるとき」) [附則第10項]
都道府県知事の報告徴収・立入検査権限	あり(「この法律の施行に必要な限度において」) [第26条]	報告徴収のみあり (「勧告をするために必要な限度において」) [附則第11項]	なし